

高齢期移行助成事業

○対象者

65歳以上70歳未満の方(後期高齢者医療制度加入者を除く)で、市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得80万円以下の方

<区分Ⅰ>市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所得がない方
(年金収入80万円以下かつ、所得なし)

<区分Ⅱ>市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下である方

※区分Ⅱにあたる方は、要介護認定2～5であること

○負担割合および負担限度額

| 区分 | 負担割合 | 負担限度月額 | 高額療養費制度 |
|----|------|------------------------|---|
| Ⅰ | 2割 | 外来 8,000円 入院等 15,000円 | 複数の医療機関や薬局の受診等で一部負担金が左の額を超えた場合、申請により町から払い戻されます。 |
| Ⅱ | 2割 | 外来 12,000円 入院等 35,400円 | |

○注意していただきたいこと

- ・医療機関等を受診される場合は、必ず健康保険証(オンライン資格確認の場合を除く)と同時に医療費受給者証を窓口へ提示してください。
- ・入院、通院に関わらず医療費が高額になる場合は、高齢期移行受給者証と、加入している健康保険組合等が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証を併せて、医療機関等窓口へ提示してください。(オンライン資格確認の場合を除く)
- ・上郡町外国保や兵庫県外国保、特定国保(全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、近畿税理士国民健康保険)に加入されている方は、保健医療機関等で限度額適用認定証を提示しなかった場合、受給者証が使用できないことがあります。あらかじめ加入健康保険組合から限度額適用認定証の交付を受け、受診の際は、健康保険証、高齢期移行医療費受給者証、限度額適用認定証を提示してください。
- ・自立支援医療、指定難病など、他の公費により医療費の助成を受けることができる場合は、受給者証は使用できません。

○届出が必要なとき

- 1) 氏名の変更・転居・死亡・転出されたとき
- 2) 加入している健康保険に変更があったとき
- 3) 医療費受給者証をなくしたとき
- 4) 交通事故など第三者による傷害を受けたとき
- 5) 生活保護を受けたとき

○医療費の払い戻し手続き

次のような場合は、対象者ごとに申請を行い、審査・決定を受けると一部負担金を差し引いた医療費の払い戻しを受けることができます。

- ・ 兵庫県外の医療機関等で受診したとき
- ・ 健康保険証のみで受診したとき
- ・ 医師の指示によりコルセット等の治療用装具を作ったとき
- ・ 医師の指示によりあんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき

《払い戻し手続きに必要なもの》

- 1) 医療機関等発行の領収書(レシート不可)

※ レシートの場合は、名前及び総医療点数、日数、領収金額が記載されている領収書を医療機関等に発行してもらってください。

- 2) 付加給付支給決定通知書(健康保険組合等から付加給付の支給があった場合)
- 3) 高額療養費・療養費支給決定通知書(健康保険組合等から高額療養費・療養費の支給があった場合)
- 4) 医師の意見書及び装具装着証明書(コルセット等の治療用装具を作ったとき)
- 5) 医師の同意書及び施術証明書(あんま・マッサージ・はり・灸の施術を受けたとき)
- 6) 医療費を請求する申請者名義の口座
- 7) 健康保険証
- 8) 医療費受給者証